

■明治学院大学大学院研究生制度について

研究生とは、本大学院の定める入学者選抜によらず、特定の専門領域について本学教授から研究指導を受ける者で、当該課程在籍者と同等以上の学力があると認められる者を指します。なお、本学大学院では大学を卒業（見込み）しただけで出願できる研究生制度はありません。

研究生の在籍期間は1年です。

研究生には次の区分があります。

1 大学院研究生

(第1種)

本大学院博士（前期）課程または修士課程修了者で、さらに研究を継続し、大学院等の研究施設を利用する者。

(第2種)

本大学院博士（後期）課程に3年以上在学し、かつ所定の単位を修得または履修し、退学した者が、さらに研究を継続し、大学院等の研究施設を利用する者。

(第3種)

本大学院専門職学位課程修了者で、さらに研究を継続し、大学院等の研究施設を利用する者。

2 受託研究生

官公庁、大学、研究機関、民間団体等からの委託による者。ただし、大学の教職にある者を除く。

3 外国人受託研究生

外国籍の者で、大学院に在籍、またはこれを修了した者。

出願にあたっての提出書類は下記のとおりです。

- ① 願書または委託依頼状
- ② 最終学校の卒業（修了）証明書
- ③ 最終学校の成績証明書
- ④ 履歴書（写真貼付）
- ⑤ 研究業績一覧

※上記書類に加え、所定の選考料の納付が必要。

なお出願にあたっては、必ず事前に大学院事務室 (dgakuin@mguad.meijigakuin.ac.jp) までご相談ください。